

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 6 月 20 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

カブシマカイヨウセイセイ
株式会社 辻 設 備
奈良県天理市指柳町57番地
タケヒコトリンマハツカブシマカイヨウセイセイ
代表取締役 辻 一光
0743-62-4018
0743-61-0211
tsuji.setsubi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成30年6月20日

申請者 氏名又は名称

株式会社 近畿興業

長崎市文京町157番地

元理市
代表取締役社長 印

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名

氏名	フリガナ	氏名	フリガナ
代表取締役 近一光	カズアキ シズ	取締役 近一光	カズアキ シズ
監査役 松子民子			マツコ ミチコ
事業の範囲	管工事業		
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり		

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 (おもむき大きい用紙でご用意ください)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 辻 茂徳
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0004 住所 天理市辻平町403-1 電話番号 0743-61-0210 FAX番号 0743-61-0211 メールアドレス tsuji.setsubi@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
辻 茂徳	宇211965号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成30年 6月 20日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター 塩ビカッター ロータリバンドソー	固定式鋸弦 RB-80-CV VC-40 VC-25 CB-25F	3 2 1 3 2	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー やすり パイプねじ切り機 パイプねじ切り機	1/2~11/2インチ 300平型判丸形 N-100A N-50A	1 5 1 2	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ 電気ヒーター	ガスボンベ式 15Aから50A	3 5 5 1	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ 電動式テストポンプ	T-10K T-30K	2 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 6 月 28 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 辻 設 備

住 所

天理市指柳町157番地

代表者 氏名

代表取締役 辻 一光



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県天理市指柳町 157 番地
株式会社辻設備

会社法人等番号	1500-01-007617	
商 号	株式会社辻設備	
本 店	奈良県天理市指柳町 157 番地	
公告をする方法	官報に掲載してます。	
会社成立の年月日	平成 18 年 12 月 20 日	
目的	1. 土木一式工事業 2. 建築一式工事業 3. 電気工事、管工事、機械工事及び電気通信工事業 4. 造園工事及びさく井工事業 5. 消防施設工事及び清掃施設工事業 6. 前各号に付帯関連する一切の業務 平成 19 年 2 月 22 日変更 平成 19 年 2 月 23 日登記	
発行可能株式総数	2000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 700 株	
資本金の額	金 700 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。	
役員に関する事項	取締役 辻 一 光	平成 28 年 11 月 29 日重任 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記
	取締役 辻 信 子	平成 28 年 11 月 29 日重任 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記
	取締役 辻 光 平	平成 28 年 11 月 29 日重任 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記

奈良県天理市指柳町 157 番地
株式会社辻設備

	奈良県天理市指柳町 157 番地 代表取締役 辻 一 光	平成 28 年 11 月 29 日重任 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記
	監査役 松 井 民 子	平成 28 年 11 月 29 日重任 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 28 年 11 月 29 日設定 ----- 平成 28 年 12 月 6 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

平成 30 年 6 月 13 日
奈良地方法務局
登記官

菊 池 寛 之



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社辻設備と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事業
2. 建築一式工事業
3. 電気工事、管工事、機械工事及び電気通信工事業
4. 造園工事及びさく井工事業
5. 消防施設工事及び清掃施設工事業
6. 前各号に付帶関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県天理市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公 告)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の発行等)

第14条 募集株式の発行等に必要な事項の決定は、本定款第19条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- ② 前項の規定にかかわらず、本定款第19条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
- ③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第17条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多數をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3人以上とする。

(資格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
③ 取締役の解任は、本定款第19条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 代表取締役は、社長とする。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができると取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、1人以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第34条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、本定款第19条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第36条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第4章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剩余金の配当)

第38条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剩余金の配当等の除斥期間)

第39条 剩余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第5章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第40条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額、発行する株式の総数及びその発行価格は次のとおり。

出資される財産の最低額	金700万円
発行する株式の総数	700株
発行価格(1株につき)	金1万円

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成19年9月30日までとする。

(現物出資)

第42条 当会社の設立に際して現物出資する者の氏名、出資目的である財産、その価額並びにこれに対して割り当てる株式の種類及び数は、次のとおりである。

出資者の氏名 発起人 辻一光

(1)

出資財産

レックス工業株式会社製パイプマシンネジ切り機	製造番号029724号	1台
その価格	金40万円	
与える株式の種類及び数	40株	

(2)

出資財産

スーパー工業株式会社製 高圧ポンプ	製造番号0101号	1台
その価格	金120万円	
与える株式の種類及び数	120株	

(3)

出資財産

ヤンマー株式会社製 投光器	製造番号ss1965号	1台
その価格	金40万円	
与える株式の種類及び数	40株	

(発起人の氏名及び住所)

第43条 当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

奈良県天理市指柳町157番地

発起人 辻一光

割当を受ける株式数 400株

払い込む金銭の額 金400万円(内金200万円は現物出資)

奈良県天理市指柳町157番地
発起人 辻信子
割当を受ける株式数 200株
払い込む金銭の額 金200万円

奈良市二条町二丁目2番25-405号
発起人 辻光平
割当を受ける株式数 100株
払い込む金銭の額 金100万円

(設立時取締役及び設立時監査役)

第44条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりである。
設立時取締役 辻一光 辻信子 辻光平 辻光司
設立時監査役 中川安雄

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めると
ころによる。

以上現行の定款に相違ありません。

平成19年2月22日

奈良県天理市指柳町157番地
株式会社 辻設備
代表取締役 辻一光



原本と相違ありません。H30.6/20

天理市指柳町157
株式会社 辻設備
代表取締役 辻一光

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第211965号
交付年月日 平成15年 2月26日
本籍 奈良県
フリガナ ツシ・コウヘイ
氏名 辻 光平
生年月日 昭和51年12月22日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

水道配水用ポリエチレン配管施工講習

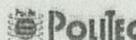
受講証

水道配水用ポリエチレン配管に関する下記の施工講習を受講されたことを証します。

受講証番号 O7G206

種類	講習内容	有無
EF	EF継手類・EFサドル	●
鋸鉄	鋸鉄サドル付分水栓	●
メカ	離脱防止形継輪	●

発行日 平成19年7月18日 配水用ポリエチレンシステム協会



辻 光平

昭和51年12月22日生

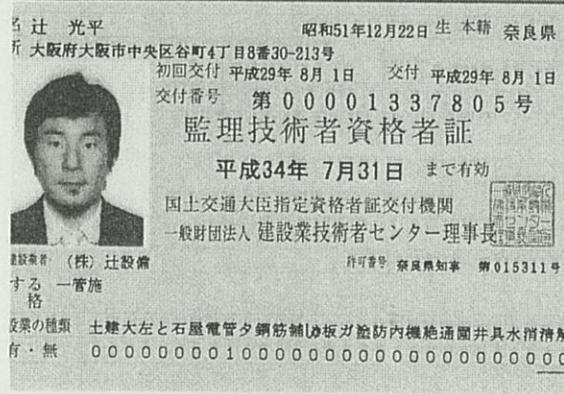


本証は、水道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者に付与するものです。

本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに交付下さい。

本証は、他人に譲り又は譲渡してはいけません。

D.99.03



- 1.本受講証は水道配水用ポリエチレン管を施工する場合携帯下さい。
- 2.本受講証の紛失時は当協会事務局へ届け出下さい。
- 3.再発行は発行日から5年以内とします。

理技 者認 修了 題鑑	修了番号: 第0214-1400397660号 修了年月日: 平成26年12月 3日 氏名: 辻 光平 生年月日: 昭和51年12月22日 講習実施機関名: 一般財團法人 建設業振興基金
----------------------	---

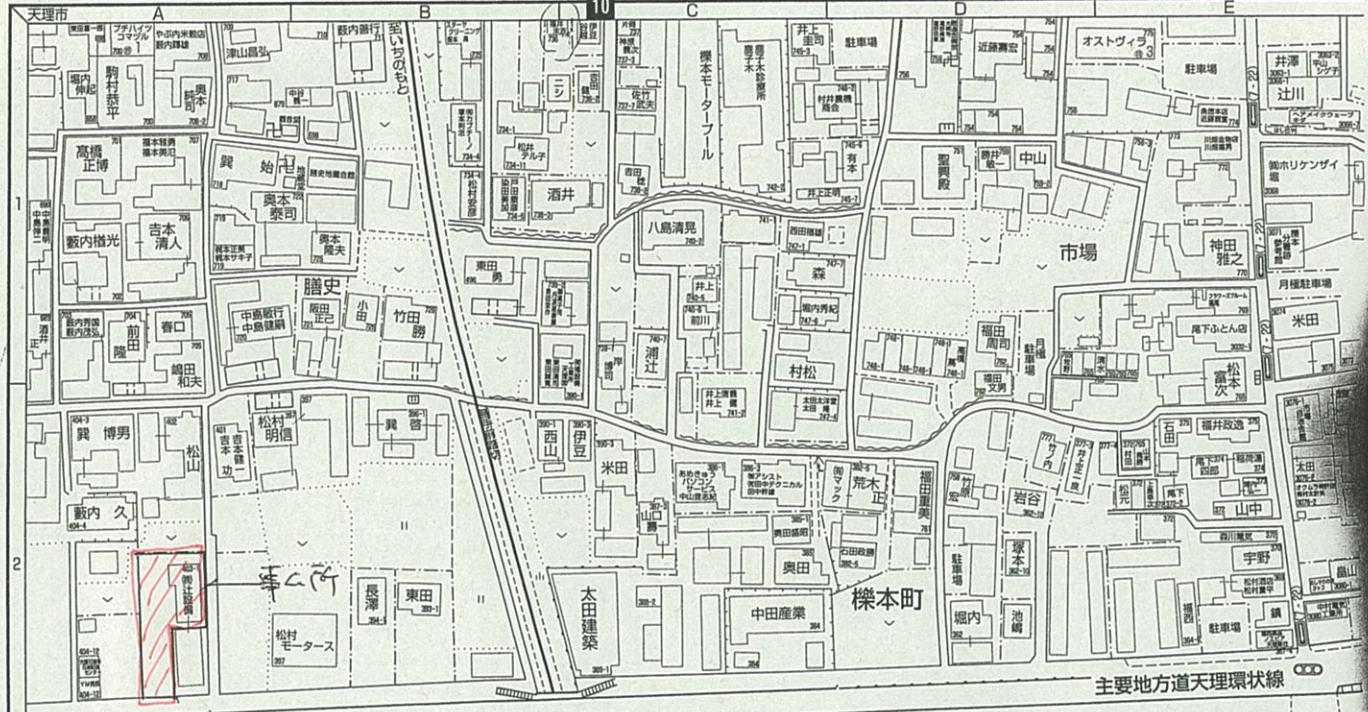
15 恒雄

不動産 金星実業 株式会社
天理市田井庄町545番地 (0743) 62-3916
www.3.kcn.ne.jp/~kanabosi/

MEMORY HOME
TEL 0743-63-7777

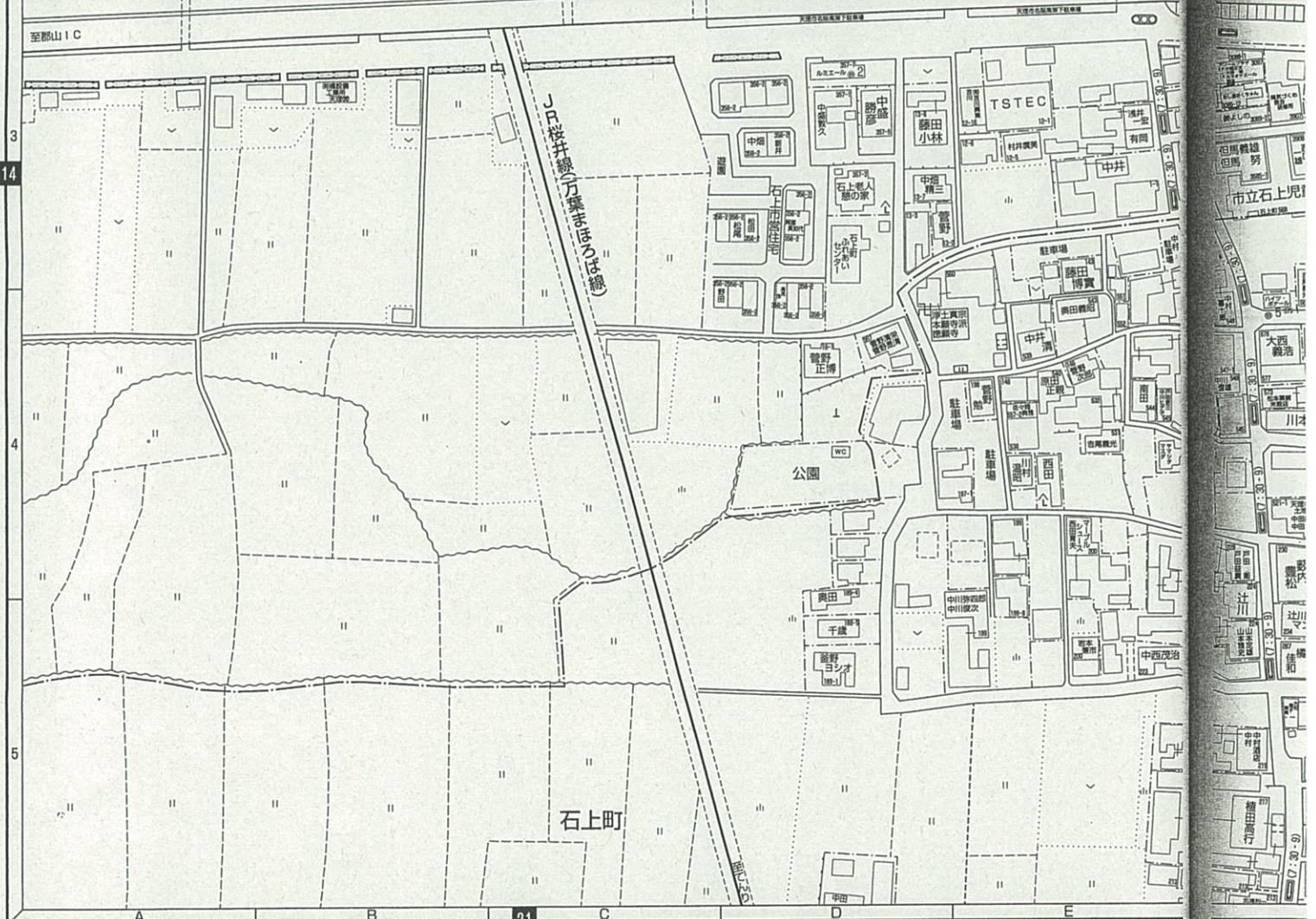
ひ
さと
デイサービス棟の里
TEL 0743-67-7775 FAX 0743-66-3151

大垣市指定業者
工進設備
天理市稻葉町50-3 TEL (0743) 64-6078
FAX (0743) 64-5670



主要地方道天理環状線

西名阪自動車道



21

株式会社 **W.S. ウィズ**
天理市稻葉町50-3 TEL 64-2068 FAX 64-5670

電気・空調工事設計施工
<ND> 西中電工
天理市三昧町133-5 TEL 20-2339 FAX 67-1221

JHS 株日本衛生システム販売
天理営業所 ケイタイ 090-3620-1105

SUBARU
奈良スバル自動車(株)郡山店
TEL.0743-56-8282(代)



松新不動産

天理市長柄町644 TEL0743-66-0151
FAX0743-66-0131

金星実業株式会社

不動産全般 天理市田井庄町545番地 (0743) 62-3916
www.3.kcn.ne.jp/kanabosi/

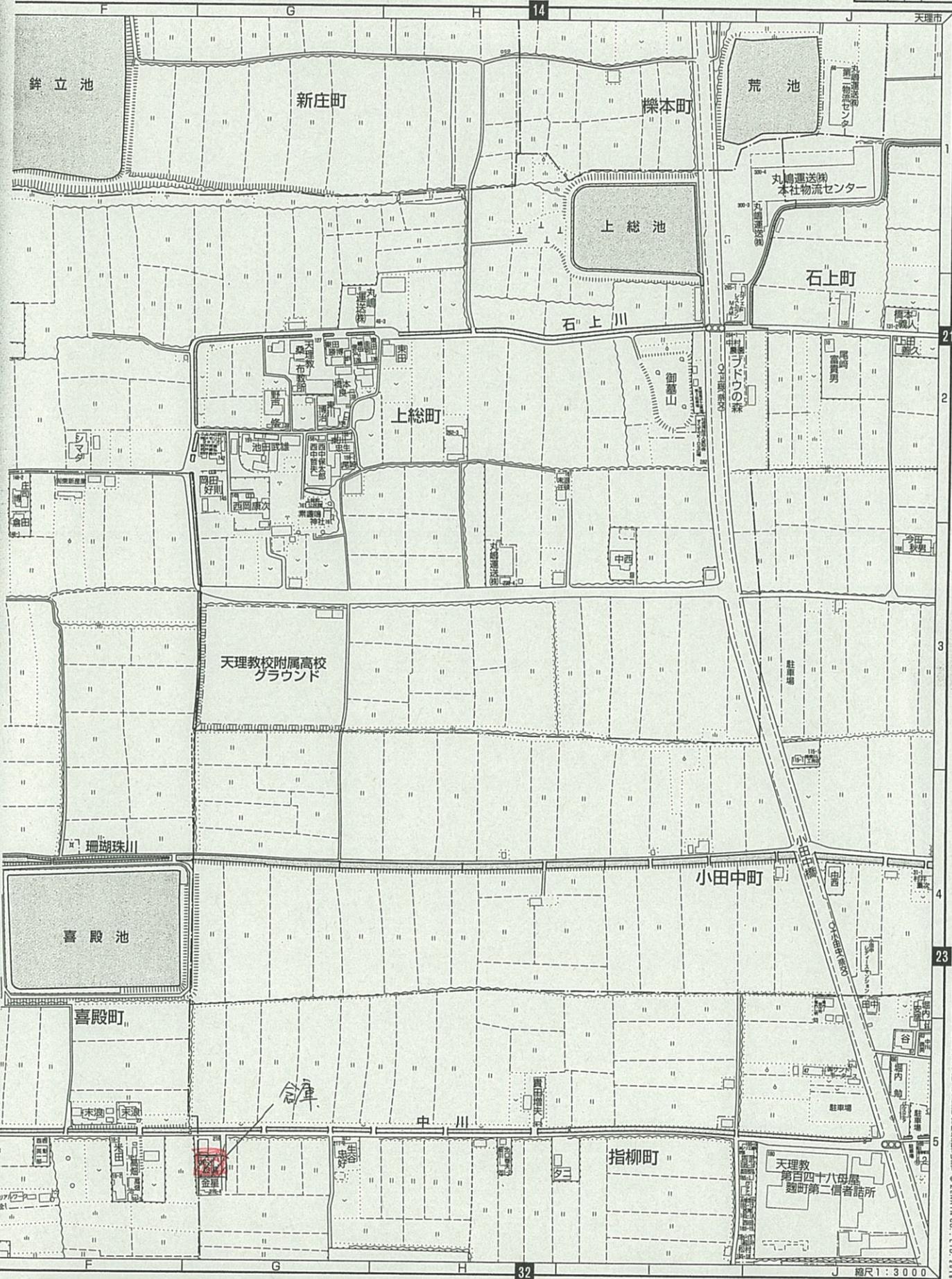
おでなしの
健遊館 二階堂ティーサービス

〒632-0083 天理市稻葉町94番地
TEL(0743)68-3755 FAX(0743)68-3756

天理市指定業者
工進設備

天理市稻葉町50-3 TEL(0743) 64-6078
FAX(0743) 64-5670

大和高山市	13	14	15
19	20	21	23
30	31	32	33

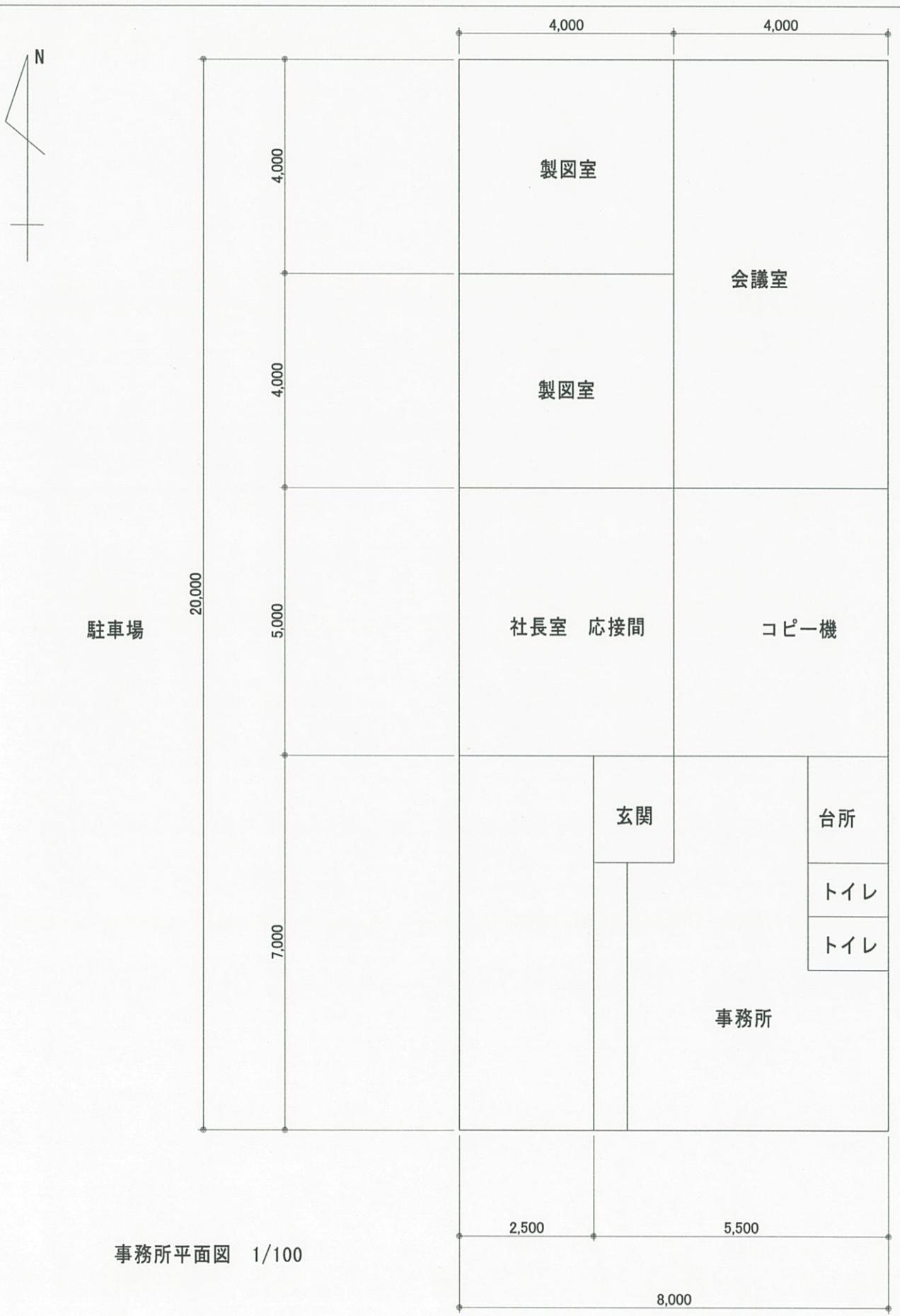


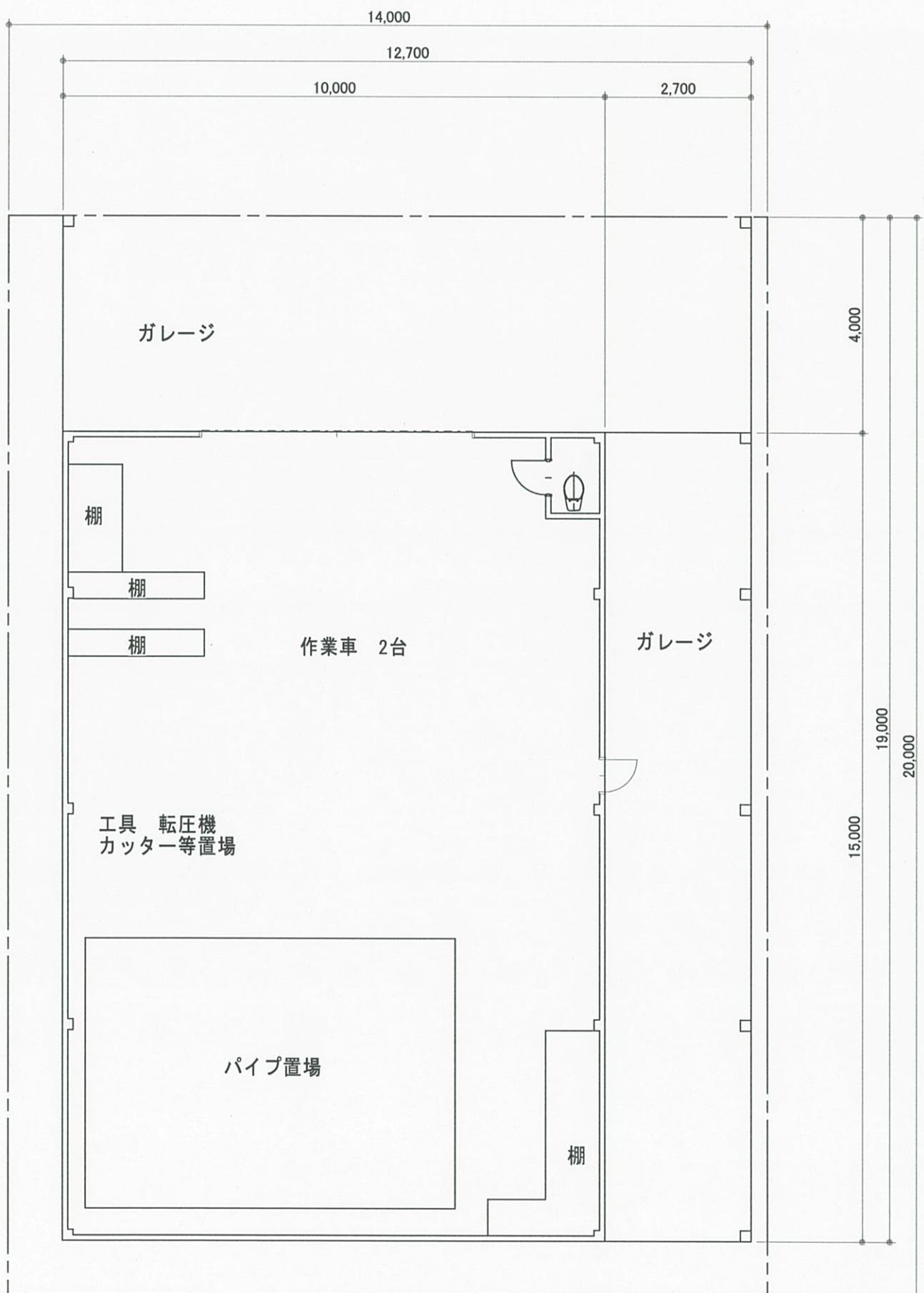
極真会館 奈良支部
天理道場
天理市丹波市町68-5 FAX0743-63-5159

天理市上下水道指定・上下水道衛生設備工事
(株)福田設備
天理市杉木町295-1 TEL0743-62-6335
FAX0743-62-6608

新築一戸建て分譲事業 不動産売買・仲介事業
株式会社コウシン不動産
天理市川原城町839-1 TEL0743-63-5423

MEMORY HOME
TEL 0743-63-7777





倉庫平面図 1/100

事務所 外部
外形



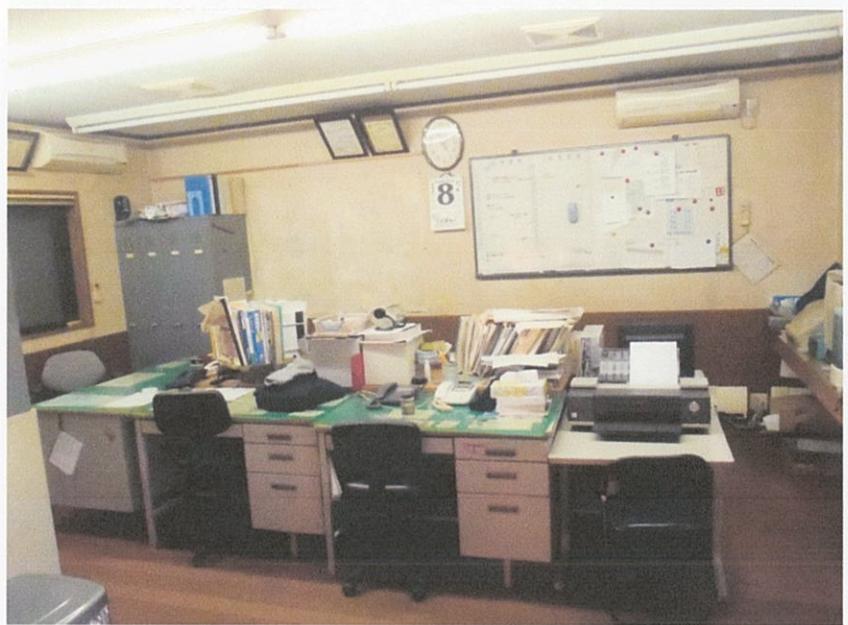
事務所 外部
駐車場



事務所 外部
入口



事務所 室内
事務室



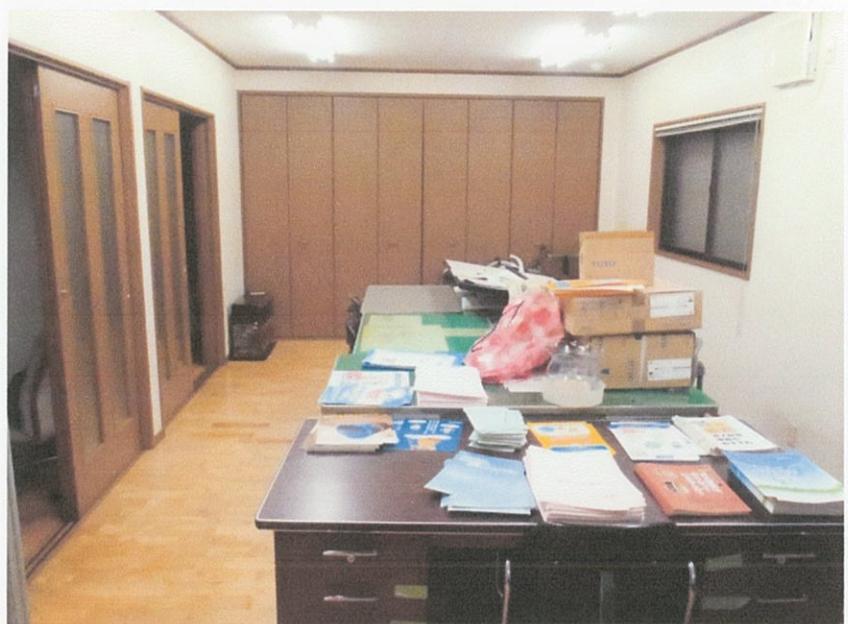
事務所 室内
応接室



事務所 室内
印刷室



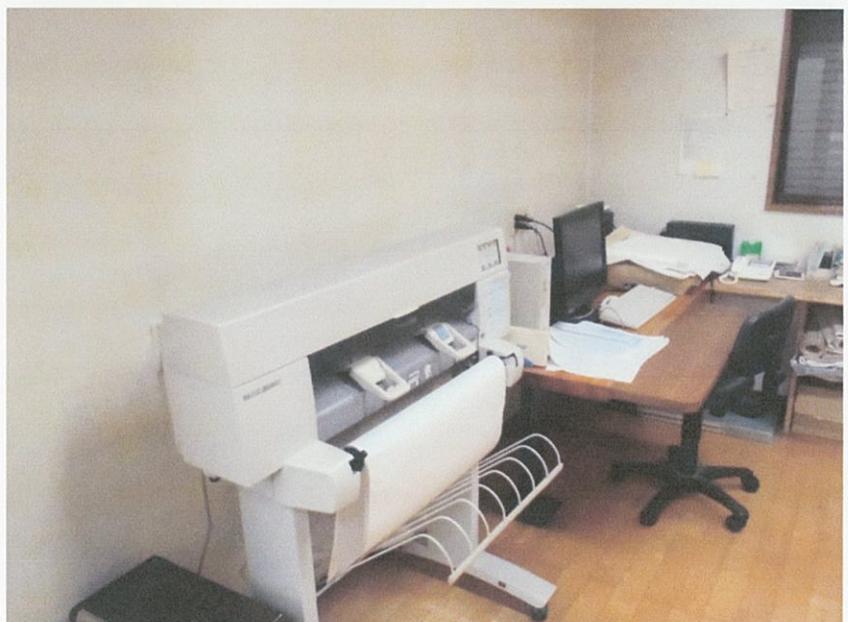
事務所 室内
会議室



事務所 室内
製図室 1



事務所 室内
製図室 2





外景



内部写真



内部写真



パイプ類



工具棚



立ランマ

平ランマ

発電機



ASカッター

発電機

ローラー

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 6 月 20 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称カブシキガイシラシマツベ
株式会社 辻 設 備

住所

奈良県天理市指柳町157番地

代表者氏名

タケヒコトヨタケマツベ
代表取締役 辻 一光

電話番号

0743-62-4018

FAX番号

0743-61-0211

メールアドレス

tsuji.setsubi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年6月20日

届出者

天理市指柳町157

株式会社 辻設備

代表取締役

0743-62-4018

(選任)

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 辻設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
辻 光平	第211965号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第211965号
交付年月日 平成15年 2月26日
本籍 奈良県
フリガナ シュウヘイ
氏名 辻 光平
生年月日 昭和51年12月22日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



本証は、本道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者対し交付するものです。

本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに提出して下さい。

本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

D.99.03

水道配水用ポリエチレン配管施工講習

受講証

POLTEC

辻 光平

昭和51年12月22日生

受講証番号 07G206

種類	講習内容	有無
EF	EF継手類・EFサドル	●
鋳鉄	鋳鉄サドル付分水栓	●
メカ	離脱防止形継輪	●

発行日 平成19年7月18日 配水用ポリエチレンパイプシステム協会



- 1.本受講証は水道配水用ポリエチレン管を施工する場合携帯下さい。
- 2.本受講証の紛失時は当協会事務局へ届け出下さい。
- 3.再発行は発行日から5年以内とします。

名辻 光平 昭和51年12月22日生 本籍 奈良県
所大阪府大阪市中央区谷町4丁目8番30-213号

初回交付 平成29年 8月 1日 交付 平成29年 8月 1日
交付番号 第00001337805号

監理技術者資格者証

平成34年 7月31日 まで有効



国土交通大臣指定資格者証交付機関

一般財団法人 建設業技術者センター理事長

許可番号 奈良県知事 第015311号

登録者 (株) 辻設備

する 一 般 施

営業の種類 土建大工と石屋電管タント筋補助板内機器通風井具水消栓解

行・無 000000001000000000000000000000000000

理技修了番号: 第0214-1400397660号 修了年月日: 平成28年12月 3日
者講修了 氏名: 辻 光平 生年月日: 昭和51年12月22日
監理講習実施機関名: 一般財団法人 建設業振興基金